処理事例 52	財務部税務室資産税課
	長年固定資産税を支払ってきた土地(本件土地)が普通地とし
苦情申立ての内容	て評価されていることを昨年知った。本件土地は路線価が付され
	た道路に接していないので、市に相談したところ、市は誤りを認
	め、固定資産税の更正通知が届いた。しかし、道路から土地まで
	の距離の測り方に納得いかず抗議したところ、再度更正され、固
	定資産税等の額は下がった。ところが、過去の過払い分について
	に
	さない。明石市固定資産税等課税誤りによる返還金支払要綱(本
	件要綱)第2条第4号により、20年分の還付を求める。
	オンブズマンは、申立人との面談及び提出された苦情申立書及び活体恣いないまって、調本を開始することとしました。
	び添付資料を踏まえて、調査を開始することとしました。
	1 担当課から聴き取り内容
	(1)無道路地の定義
	本件土地は、固定資産評価上は無道路地ではなく、本来、路線
	価を設定すべき土地です。評価漏れの事案ですが、システム上の 1777年から、1876年7月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日
	理由から、路線価設定は評価替え時に行われるため、現状、路線
	価が設定されていません。そこで、暫定的に無道路地として取り
	扱い、通路開設補正のうえ更正通知を発しました(更正通知①)。
	無道路地の評点算出法は、原則として、当該無道路地を利用す
	る場合において、その利用上最も合理的であると認められる路線
	の路線価を基準とすることとされていますが、その具体的な定義
	は示されていません。そこで、明石市固定資産評価審査委員会(審
	査委員会)において示された、「土地との直線距離が最も近い路
	線」との判断に従って、路線 A を本件土地の利用上最も合理的と
	認められる路線として評価しました。
	更正通知①に対して、申立人から、本件土地との直線距離が最
	も近い路線は、路線 A ではなく路線 B ではないかとの疑義が呈
	されました。両路線の本件土地からの距離は同程度であり、更正
調査結果等	通知①では、建築基準法上の道路である路線 A を正面道路としま
	したが、路線 B を正面道路として採用することも不可能ではあり
	ません。そこで、再度修正を行いました(更正通知②)。
	(3)本件要綱 2 条 4 号適用の可否
	4 号に該当するのは、第 1 号から第 3 号の事由に類するよう
	な場合を指し、固定資産課税台帳の登録事項に関する市町村長の
	認定に重大かつ明白な誤りがあり、ひいてはその認定に起因する
	固定資産税の賦課処分自体が無効であると認められるような場
	合や課税客体に対する明瞭な誤認があったような場合(たとえ
	ば、実際には登記簿にも現地にも存在しない土地に課税を行って
	いた場合や課税資料の誤り等により別の土地と誤認して課税を
	行っていた場合)に限られると考えられます。
	本件は、画地計算法の適用誤りであり、賦課処分自体が無効で
	あると認められるケースではないため、4号が適用される事案で
	はないと判断しました。
	2 オンブズマンの見解
	(1)本件土地の評価について
	地方税法(以下「法」)によれば、市町村長は固定資産評価基
	準に従って固定資産の価格を決定しなければならず、固定資産評
	-

価基準解説によると、無道路地とは路線に全く接しない画地をい

います。本件土地は、通路として利用できる道路利用地に面して おり、本来であれば、本件土地が接する道路利用地に路線価を定 めて、課税の基準を明確にしておくべきでした。

(2)2度の更正通知について

無道路地の評点算出法につき、法律等に、その具体的な定義等は設けられておらず、担当課は、審査委員会が別の案件において示した判断に従い、路線 A を本件土地の利用上最も合理的と認められる路線と認定して評価しています。審査委員会が別の事案で示した判断であっても、その判断を尊重することは、法の趣旨にかなうといえます。したがって、路線 A の路線価を基準としてなされた更正通知①に問題はなかったと考えます。その後、担当課は、申立人の要望に応じて、更正通知①から、更正通知②に変更しました。通路開設補正の趣旨からすると、路線 A を基準とする方が妥当なように思われますが、路線価の設定漏れがある現段階では、適切な路線価が設定されるまでは、何らかの暫定的な基準が必要です。路線 B を正面道路とすることも不可能ではないことから、更正通知②にも問題はなかったと考えます。

(3)本件要綱第2条第4号の適用について

法は、過誤納により生ずる地方団体に対する請求権等の時効消滅(5年)の絶対的効力を定めています。その趣旨は、権利関係の早期安定を図る点にあると解されます。他方、明石市は独自に本件要綱で20年までの還付を認めていますが、国の法令を前提にする以上、権利関係の早期安定よりも納税者の保護が求められる場面(課税対象が存在しないのに課税していた場合等)に限定されると解釈せざるを得ません。

本件においては、課税対象となる土地は存在しており、権利関係の早期安定という法の趣旨を犠牲にしてもなお納税者の保護が求められるような重大な課税上の誤りとは評価できません。なお、本件要綱に基づく返還金の支払は、基本的には、地方自治法232条の2に基づくものであり、本件要綱に基づいて何らかの請求権が市民の側に生じるものではありません。

(4)結論

以上のとおり、本件において、担当課の対応には、その内容面でも、説明の面でも特段の非違・不当な点はありませんでした。 ただ、税の分野は、専門的技術的な事柄が多く、一般の市民には 馴染みが薄い分野であることは事実です。担当課には、今後とも、 公平な課税の実現を心掛け、市民に丁寧で分かりやすい対応をお 願いして調査を終えることとします。

以上

苦情申立ての受付年月日	平成28年(2016年)8月17日	要した日数
市の機関への調査年月日	平成28年(2016年)9月7日	21 日間
調査結果通知年月日	平成28年(2016年)11月9日	84 日間